

小城市家庭用エアコン購入補助金交付要綱

令和 8 年 9 月 25 日

告示第 150 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の住宅に設置する省エネルギー性能を有するエアコンの購入に要する経費の一部を補助することにより、物価高騰の影響を受ける家庭に対して電気料金の負担軽減、省エネルギー性能を有するエアコンの普及による二酸化炭素排出量の削減及び気候変動による影響を軽減する適応策を推進するために、予算の範囲内において、小城市家庭用エアコン購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小城市補助金等交付規則（平成 17 年小城市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「家庭用エアコン」とは、住宅における室内の冷房又は暖房の用に供する家庭用のエアコンディショナーをいう。
- (2) 「省エネ基準達成率」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく省エネルギー性能の表示において、エアコンの目標年度を 2027 年度とする基準に対する達成率として、統一省エネラベル、製造事業者のカタログの写しその他市長が適当と認める書類（以下「統一省エネラベル等」という。）に表示された率をいう。
- (3) 「緑マーク」とは、省エネ基準達成率が 100 パーセント以上であることを示す省エネ性マークをいい、「オレンジマーク」とは、省エネ基準達成率が 100 パーセント未満であることを示す省エネ性マークをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請日において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、現に本市に居住している者
 - (2) 補助対象エアコンを設置する住宅に居住している者
 - (3) 市税を滞納していない者
- 2 補助対象者及び補助対象者と同じの世帯に属する者が、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和 8 年 10 月 1 日から別に定める期日までの間に、新品の家庭用エアコン（中古品、リース品及びレンタル品を除く。以下「補助対象エアコン」という。）を購入し、市内に所在する自己の居住の用に供する住宅（借家を含む。）に別に定める期日までに設置する事業とする。

2 補助対象エアコンは、統一省エネラベル等により省エネルギー性能

- が確認でき、緑マーク又はオレンジマークの表示があるものとする。
- 3 補助対象エアコンは、買替え又は新規購入を対象とし、1世帯につき1台限りとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。
- (1) 専ら店舗、事務所、倉庫その他事業の用に供する場所に設置する場合
 - (2) 転売、譲渡、貸付け又は景品等として使用する目的で購入する場合
 - (3) 国、県又は市の他の補助制度により、同一の補助対象経費について補助金等の交付を受ける場合
 - (4) その他市長が補助金の交付の目的に適合しないと認める場合
- 5 第7条に規定する交付申請より前に実施した補助対象事業についても補助の対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象エアコンの本体購入費
 - (2) 補助対象エアコンの設置工事費
 - (3) 補助対象エアコンの配送費
 - (4) 買替えの場合における撤去工事費用及び家電リサイクル料金
 - (5) その他市長が対象と認める経費
- 2 前項の補助対象経費は、値引き、クーポン、販売店のポイント、下取り額その他これらに類するものにより減額された額又は支払に充当された額があるときは、当該額にて控除した後の額を補助対象経費とする。
- 3 保証料、延長保証料、保険料、会員登録料、振込手数料、申請に要する郵送料その他補助対象エアコンの購入及び設置に直接必要でない経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は基本上限額2万円に次の各号に定める加算額を加えた額とを比較していずれか少ない額とし、補助対象経費の合計額を超えない額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 省エネ加算として、補助対象エアコンに緑マークが表示している場合は3万円を加算する。

(2) 世帯構成加算として、交付申請日における世帯構成が、交付申請日以後の最初の3月31日において満75歳以上である者のみで構成される世帯又は同日において満15歳以下である者がいる世帯である場合は2万円を加算する。

(3) 購入店舗加算として、補助対象エアコンを購入した店舗が市内本店である場合は3万円を加算し、市内にある本店以外から購入した場合は1万円を加算する。

2 補助金の交付申請日において、令和8年度分の住民税が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和8年度分の住民税が課されていない者で構成された世帯（以下「住民税非課税世帯」という。））の場合は、前項の補助金の額に2万円を加算した額とする。

（交付申請及び申請方法）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に各号に掲げる区分に応じた補助金の交付申請書に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 先着順方式 家庭用エアコン購入補助金交付申請書（様式第1号の1）

(2) 抽選方式 家庭用エアコン購入補助金交付申請書（様式第1号の2）

2 前項の交付申請書の申請期間は、別に定める期間とし、書面による提出の場合は、その提出部数は1部とする。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者は書面による申請書の提出に代えて、市長が指定する電子申請（市の機関の使用に係る電子計算機と

申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。)の方法により申請書を提出することができる。

(申請の受付)

第8条 前条に規定する交付申請は、受付日の17時15分で締め切り、受付日ごとに取りまとめるものとし、17時15分以降に申請があったものは、受付日が翌日(書面による申請の場合、翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日)の取扱いとする。

2 交付申請の受付については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 持参により提出する場合は、開庁日に環境課窓口で申請書を受理したとき。

(2) 郵便による提出の場合は、開庁日に市職員によって到着を確認したとき。

(3) 電子申請による場合は、開庁日に市職員によって申請内容を確認したとき。

3 市長は、交付申請累計額が予定する予算額に達したとき又は予算額に達する見込みとなったときは、第1項に規定する申請期間内であっても、申請の受付を停止し、又は終了することができる。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合には、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助対象事業の内容の変更(第11条第1項各号に規定する軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助対象事業を中止する場合においては、市長の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助対象事業が完了したときは、第13条に規定する期限までに、実績報告書を市長に提出しなければならないこと。

(5) 補助対象事業により取得した財産については、第18条第1項に規定する期間は、市長の承認を受けないで補助金交付の目的に反

して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を市に納付した場合は、この限りでない。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条の規定による交付申請を受け付けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をし、申請者に対しその決定の内容及び前条の条件を家庭用エアコン購入補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、必要に応じて、別に定める方法による抽選によって交付決定者を決定することができる。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、申請者に対しその旨を家庭用エアコン購入補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第11条 補助対象者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分等を変更する場合には、速やかに、家庭用エアコン購入補助金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）に必要書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象事業の申請者情報の変更

(2) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の20%を超える変更

(3) 補助対象事業の実施場所の変更

(4) エアコンの型式の変更

(5) その他補助対象事業の内容の大幅な変更

2 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、家庭用エアコン購入補助金変更承認結果通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じ交

付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助対象事業の中止）

第 1 2 条 補助対象者は、補助対象事業の全てを中止しようとするときは、家庭用エアコン購入補助金中止承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の中止の申請があったときは、その内容を審査し、当該中止を承認した場合は、家庭用エアコン購入補助金中止承認通知書（様式第 7 号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 3 条 補助対象者は、補助対象事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月 1 日のいずれか早い期日までに、家庭用エアコン購入補助金実績報告書（様式第 8 号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 4 条 市長は、前条の実績報告があったときは、検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、家庭用エアコン購入補助金確定通知書（様式第 9 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 1 5 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 1 6 条 市長は、第 12 条の承認をする場合又は補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、規則第 8 条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助対象者の責に帰すべき事由でないときは、この限りでない。

（1） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助対象事業の遂行ができないとき。
 - (5) 法令、この告示又はこれらに基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項により取消しの決定をしたときは、書面により補助対象者に通知するものとする。
- 3 前項の規定は第 14 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の全部又は当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定め、全部又はその部分について交付した額の返還を命ずるものとする。
- (財産の管理等)

第 17 条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、管理者の注意をもって善良な管理をするとともに、補助金等の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 市長は、補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、第 18 条の規定に基づきその収入の全部若しくは一部を市に納付させることができる。
- 3 補助対象者は、天災地変その他自らの責めに帰することのできない理由により、補助対象事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、家庭用エアコン購入補助金財産毀損・滅失届出書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数とする。

- 2 処分制限期間内において、本事業により取得した補助対象エアコン

を処分しようとするときは、あらかじめ、家庭用エアコン購入補助金財産処分承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の処分の申請があったときは、その内容を審査し、当該処分を承認した場合は、家庭用エアコン購入補助金財産処分承認通知書（様式第 13 号）により補助対象者に通知するものとする。

4 補助対象者は、市長が前項の規定による承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

（その他）

第 19 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 16 条から第 18 条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（令和 8 年 9 月 30 日告示第 160 号）

この告示は、公布の日から施行する。